

第8回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年2月5日（月）午後1時32分から午後3時28分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 172会議室

3 出席委員（21人）

1番	清水 静 枝	2番	中 村 滋
4番	浦恩城 由 子	5番	佐 藤 勲
6番	寺 崎 正 親	7番	今 井 徧
8番	須 田 直 子	9番	大 野 俊 彦
11番	中 沢 幸 子	12番	山 田 孝 夫
13番	天 田 晃	15番	塚 越 勤
16番	永 井 保 伸	18番	川 野 健 一
19番	福 田 敬 一	20番	西 山 康 雄
21番	反 保 勉	22番	飯 野 利 貞
23番	新 井 元	24番	設 楽 明 志
25番	金 井 政 明		

4 欠席委員（4人）

3番	箱 田 裕 史	10番	信 澤 健 治
14番	戸 塚 英 子	17番	石 川 大 輔

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八 木 秀 明
局長補佐	河 野 一 則
局長補佐	荒 木 聡
係長	羽 鳥 大 樹
主任主事	清 水 賢太郎
主任主事	安 藤 優 太
主任主事	引 田 めぐみ

6 議事日程及び付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について

日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分取消について

- 日程第3 議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第8 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第9 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第10 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時32分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、第8回農業委員会総会のほうを始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

会長、お願いします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

では、この後の議事進行につきましては、今井会長をお願いしたいと思います。

今井会長、お願いします。

○会長 それでは、これより第8回の農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は4名欠席されています。議席番号、3番、箱田裕史委員、10番、信澤健治委員、14番、戸塚英子委員、17番、石川大輔委員の4名が欠席とのことでありまして、本日の出席委員は全員25名のところ21名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わりました。続きまして、議事録署名委員の指名並びに書記の任命に入ります。

皆さんにお聞きいたします。議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、議席番号8番、須田直子委員及び19番、福田敬一委員兩名を指名いたします。よろしくをお願いします。また、書記については、事務局の引田主任主事を任命いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをお願いいたします。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第4条許可、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございまして、平成26年10月22日許可、高農委指令第1299号でございました。取消しの理由につきましては、太陽光発電事業を断念したためとのこととでございます。なお、関連案件といたしまし

て、許可取消し後の5条許可申請、議案書20ページ、議案第5号ナンバー40が提出されております。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございまして、令和5年6月22日許可、高農委指令第1159号でございました。取消しの理由につきましては、事業者が変更になるためとのこととでございます。なお、関連案件といたしまして、許可取消し後の5条許可申請、議案書21ページ、議案第5号ナンバー44が提出されております。

以上、農地法の規定による許可取消申請は2件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま取消願の2件の説明がありました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等をお受けいたします。

皆さんから意見なさそうですので、承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第2号に入ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は庭用地でございまして、令和5年7月24日許可、高農委指令第1189号でございました。変更の理由は、庭用地として利用する計画がなくなったためとのこととでございます。計画後の変更につきましては、転用目的は一般住宅でございます。なお、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書18ページ、議案第5号ナンバー31が提出されております。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は使用貸借、転用目的は一般住宅でございまして、平成5年7月20日許可、群馬県指令西農第1273号でございました。変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約の内容は売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございます。なお、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書24ページ、議案第5号ナンバー54が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請につきましては、2件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 計画変更申請ということで2件の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから、質問等ありましたらお願いいたします。

これは許可になったのは去年の7月。まだ幾らもたたないのだけれども。

どうでしょうか。なければ、承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、以前より借り受けて耕作している申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

4番 まず初めに、議案書の訂正をお願いします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日「令和9年3月21日」を「令和7年3月21日」に訂正をお願いいたします。こちら、先日の事前調査にて収量が許可要件に達していないことから、今回の更新につきましても、3年更新ではなく1年更新で、また、来年の営農状況を見て、今後の更新の判断をしたらどうかという意見をいただきましたので、それを受けて、申請人にその旨を伝えましたところ、転用期間を1年に訂正し、審議していただきたいとの回答をいただきましたので、期間を変更させていただくことになりました。

それでは、説明に入らせていただきます。

契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという同一世帯の申請でございます。こちら一時転用の申請でございます。設定期間は、令和6年3月22日から令和7年3月21日までの1年間の申請でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書12ページ、議案第5号ナンバー1が提出されております。本案件は営農型太陽光の更新の申請でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただいておりますので、そちらで説明させていただければと思います。

5番 契約内容は地役権の設定、申請地地中に住宅の給排水管を埋設するに当たり権利保全のた

め地役権を設定したいという申請でございます。また、関連案件といたしまして、5条許可申請、議案書17ページ、議案第5号ナンバー27が提出されております。

6番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は7件でございます。なお、この7件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま3条、7件、説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等をお受けいたします。

この中で、ナンバー4番は5条のほうで細かいいろいろ説明、また審議を行いたいと思います。よろしく願います。

異議がなければ許可といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続きまして、議案第4号に移ります。

農地法第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 現在使用している農業用倉庫が農地法上の許可を得ていないことが判明したため建て替えに伴い是正したいという農業用施設の申請でございます。

2番 庭用地として使用していた申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます。宅地462.79平米と一体利用の申請でございます。

3番 実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地に住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

4番 林業を営んでいるが事業拡大に伴い申請地を植林用地として使用したいという植林用地の申請でございます。

5番 営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する

太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こらは一時転用の申請でございます、転用期間は、令和6年3月24日から令和9年3月23日までの3年間の申請でございます。

6番 倉庫及び庭用地として使用していた申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという倉庫及び庭用地の申請でございます。また、こちらは用途指定区分がございまして、第2種住居地域でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は6件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま4条の6件、説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等をお受けいたします。

ということで、この間、4番ですか、南部の事前協議で植林用地ということでちょっと質問が出ました。どんな木を植えるのかって、そんなような質問が出まして、事務局のほうで桐、何桐というのだけ。

○事務局 早生桐という……

○会長 早生桐ね。それで、早生桐で、これは植林で家具に使うあれだと思ったら、まきだつていうので、桐のたんすは、よく、燃えないということで、桐をまきにするのですかって、そういう話が出ましてちょっと盛り上がったのですけれども。

それで、事務局、その後、どうしました。

○事務局 まきというお話をちょっといただいていたのですけれども、よく代理人さんに確認していただいたところ、ちょっと分かりやすい意味でまきというふうな表現をしていただいたそうなのですが、目的とすると二酸化炭素の削減の実現に向けた取組ということで植栽しまして、バイオマス発電の燃料供給をしたいということでこの桐をチップ状にするというか、細かくして、それを燃料として出荷というのですか、そういう形で事業をしたいというのを考えているということでした。

○会長 バイオマスだって、燃すのは燃すのだけれども、どうなのだろう。

○21番反保委員 燃えないだろう。

燃えないよ。

○会長 そう思うよね。

○20番西山委員 桐は燃木にならないな。

○21番反保委員 燃木にならないな。

○会長 そういう話聞いたことないのだけれども。

○21番反保委員 墨にはするけれども。墨には。桐墨。

○会長 墨にする。

○21番反保委員 あれは、だから、達筆な人が書く、筆なんかで書く。

○会長 そちらの墨ね。そういうことか。

○20番西山委員 この4番というのは、隣近所に畑というのではないのか。

○会長 だから、それも。

○20番西山委員 それは、同意書はもらってある。

○会長 では、事務局、説明してくれる。

○事務局 同意書という形ではいただいているのですが、隣地の方にはよく説明をしているというお話と、あとは南側の斜面も傾斜地でありまして、それで、北側には山林がかなり連なっている丘陵地だということで、私たちも現地を見てきたのですけれども、特に影響するようなことはないのではないかなという印象は受けました。

○会長 はい。隣接する畑に影響がないということで、何でも挑戦してみるのもいいでしょう。

○事務局 いいですか。

○会長 事務局。

○事務局 補足になるのですが、実際、早生桐ですか、桐のほうをバイオマスの燃料として使うという手法というのですか、そういったもの安中市、市役所のほうですね、安中市は推進しています。

○会長 そうなの。

○事務局 今、事業補助とかも実際安中市で出ているそうなのです。この方、もしかしたらそういった事業を使う予定でこういった申請手続を出している可能性もあるのかなと。なので、皆さんの話聞く限り、桐を燃料として使うというのが現実的にはあんまり事例としてないのではないかなという話なのですけれども、実際にこの安中市のほうで、そこら辺推進しているのです。CO₂削減、代替燃料というのですか、要は太陽光と一緒に、再生可能エネルギーの推進というところでやっているらしいです。

○会長 はい。あと5番は、収量8割をクリアしているということで。ミョウガと里芋だったっけ。

○事務局 はい。

○会長 どのぐらいの。里芋は、何、パネルの下では……どちらをどういうのを植えているのだろう。

○事務局 こちらの方、パネルの下でミョウガを栽培してまして、それ以外のパネルのない部分で里芋を……

○会長 里芋ね。

○事務局 はい。やっています。

○会長 皆さんのほうからどうですか。何か質問等ございますでしょうか。

異議がなければ、許可相当しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

それでは、議案第5号、5条に入ります。

それでは、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1、ナンバー2については事前調査案件となっております。

それでは、まず初め、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 こちらについても、先ほど3条のところでご説明させていただきましたとおり、議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日を「令和9年3月21日」から「令和7年3月21日」に訂正をお願いいたします。

契約内容は使用貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら、一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和6年3月22日から令和7年3月21日までの1年間でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書7ページ、議案第3号ナンバー4が関連案件でございます。なお、先ほど3条許可申請についてご審議いただきましたが、3条の地上権設定の許可とこちらの5条の許可の審議は一緒でございますので、どちらか一方だけが許可ということはございませんので、よろしくをお願いいたします。

本申請地は、平成30年に営農型発電用地として初めて許可を受けまして、昨年引き続き、今回が4回目の更新となります。当初は柿で営農を行うという計画でございましたが、生育が芳しくなかったことから、令和元年12月に栽培作物をフキに変更いたしました。昨年の更新の際にはフキの収穫が8割に満たなかったため1年間での更新となり、今回の更新の時期を迎えました。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1、審議資料を御覧ください。ホッチキス留めされているほうを右上にして御覧いただければと思います。

1枚目は位置図でございます。図面中央の丸で囲まれた箇所が申請地でございます。上信電鉄西吉井駅から南西に約750メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。図面中央の灰色で着色された箇所が申請地でございます。申請地周辺は住宅と雑種地、農地が混在する地域でございますが、申請地の北側は農振農用地が広がっておりまして、申請地も青地の農振農用地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされているほうを左上にして御覧ください。図面中央の赤色で縁取られている筆が申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、南側は公衆用道路、それ以外は農地にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。ホッチキス留めされているほうを右上にして御覧ください。更新の申請になりますので、申請地には太陽光パネルが設置されております。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積4.64平米が今回の一時転用の対象でございます。計画発電量は49.28キロワットでございます。

1枚おめくりいただきまして、5枚目と次の6枚目が太陽光パネルの立面図になっております。営農型発電用のパネルになりますので、高さ3メートルで、このタイプの太陽光パネルが3メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりください。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされているほうを左上にして御覧ください。こちらがフキの作付図となります。申請地には本図面のとおりフキが作付されております。緑色の部分が令和2年5月に作付済みの箇所、赤で着色された箇所が令和4年3月に作付済みの箇所、黄色で着色された箇所につきましては令和5年9月に新たに作付した箇所でございます。

1枚おめくりください。こちらのページ以降が営農計画書でございます。下部の農地で栽培する作物につきましては、引き続きフキでございます。

次のページを御覧ください。年間の営農計画でございます。記載のとおり、2月から3月にかけてフキノトウを収穫し、フキは5月から6月頃収穫します。また、5月から9月にかけて除草、追肥を行います。2年目以降につきましても、同様に行う予定です。

次に、利用する農業機械ですが、記載のとおりでして、本申請人の農業経験につきましては11年、そのうち本申請地に作付しているフキにつきましては4年の経験がございます。なお、本申請地に作付しているフキにつきましては、JAの職員から指導を受けているとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、フキは直射日光の当たらない半日陰でも育つことから、影響がないと思われるものと伺っております。

支柱につきましては、高さ3メートル、間隔も3メートルであることから作業に必要な空間を確保でき、効率的に農作業を行えるものと考えられます。下部の作物の平均的な単収は、記載のとおりであり、2021年群馬県のフキの平均単収を根拠に見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものでございます。

また、今年度の収量につきましては、フキとフキノトウを合わせて53キロと伺っており、収穫したものは全てJAに出荷しているとのことでございます。なお、この収量を10アール当たりの平均的な単収と比較しますと、8割に満たないため、今後は土壌改良や除草を行い、作付した部分の収量を上げることで目標である8割を目指すものと伺っております。

1枚おめくりいただきまして、最後のページが現地の写真でございます。令和5年4月から令和5年11月の撮影でございます。現在はフキノトウが出始めている状況でございます。こちらは、参考までに御覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

また、先ほどご説明させていただいた収量等を踏まえ、更新の期間についても併せてご審議いただければと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、次に、調査報告です。今回は、第3班の調査となっておりますので、調査班長の福田敬一委員から報告をお願いいたします。

○19番福田委員 それでは、事前調査報告書を御覧ください。

事前調査報告、第3班班長、福田敬一。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人2名の出席でした。

質問1 土地が大分痩せており、砂利も多いように感じましたが、土はどこからか調達したのですか。

回答 農地を相続したのが10年前ですが、そのときは既にこの状態でした。50年以上前は稲を栽培し、30年ほど前からビニールハウスでナスなどの野菜を作っていたようです。

質問2 話を聞く限り、田から畑に転換したとき、盛土をしたものと考えてるのが普通です。少し深めに掘ってみて、盛土部分を抜ければ砂利のない農業に適した土が現れる可能性があるの確認してみてください。必要以上に費用をかけたくないのであれば、その土を活用した土壌改良を行うことも可能だと思います。

回答 はい、やってみたいと思います。

質問3 今の状態では来年も同じ結果になると思われます。思い切った土壌改良が必要と感じますが、この1年間でどのような土壌改良を行いましたか。また、除草剤などは使いましたか。

回答 部分的に土を起こし、堆肥や腐葉土を入れましたが、思うように根つかず成長もいまいちでした。また、雑草対策として除草剤を1度使用しました。

質問4 現地を確認したところ除草剤がフキの生育に悪影響を及ぼしていると感じたので、控えたほうがよいと思います。また、今後、営農型太陽光の制度が厳しくなります。営農が二の次になっていると思われるよう一層努力する必要があると思います。

回答 はい、分かりました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 ただいま調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質問等をお受けいたします。

これは、毎年委員の方からアドバイスをしているのですが、一向に変化がないということで、今回も審議の前に、もう1年ということになってしまったのですが、これだけいろいろアドバイスしても、なかなか改善されないということで。この間、南部の事前協議でちょっと私のほうから言ったのですが、百聞は一見にしかず、幾ら聞いても、聞いても改善されないので、

これはきちんと収量、8割収量をしている、そういうフキだとか、やっているところを一度見てもらったほうがいいのではないかって、そういうふうはこの間事務局でもお話ししたのですけれども。皆さんのほうから何かアドバイスすることがあったらお願いしたいし、一度こういう土地だったら、これだけ収量8割ぐらいいっていますよというのはやっぱり本人に見てもらってやらないと、どうも毎年毎年同じなので。土壌が悪いのですよね、ここは。

そういうことで、誰か質問等ございましたらお願いします。

このままだと次回更新が、本当に収量があんまりにも少な過ぎると更新ができなくなる場合も、営農型ちょっと厳しくなるので。そういうことがあり得ますよね、事務局。

○事務局　そうですね。前回、南部事前協議の場で農業委員さん、推進委員さんにはお話しさせていただいたのですけれども、北部の委員さんもいるので、ちょっと改めてお話をさせていただきます。

質問のところにもあった、営農型太陽光が厳しくなるというお話のところなののですけれども、農地法の改正がありまして、今までは営農型太陽光の下部の農地の取扱いに関する部分が法律に記載がなくて、国からの通知というのですか、そういったところで8割収量がなくてはいけないとか、品質が著しく低下する場合は、適切に下部の農地が営農されているとはみなせないと、そういった文言がありました。それで、法律の改正によって、その8割要件の部分だったり、営農に関する部分がしっかり法律に定められて今後審議していくという形になってくるのです。また、群馬県のほうもしっかり県内のその取扱基準というのですか、一定のこの水準を示したものを県のほうも出してくると思うので、その段階でまた農業委員さん、推進委員さんにもいろいろ意見を聞きながら、進めていきたいと考えております。

以上です。

○会長　なかなか判断を下すのが難しくなるということで、今係長からもお話がございましたけれども、そういう事例があまりにもあると、こちらの審議のほうも大変なので。県で統一して、県のほうと相談して、あと各会長さんと相談して、ある程度、判断は県下統一してやろうということで、私も進めたいと思います。

そういうことで、一度、先ほど話ししましたけれども、どういう土壌でどういうふうになれば収量が8割に近い収量得ているかというのを、ちょっと本人にも見てもらいたいと思うのです。土壌の具合だとか。そうでないと、なかなか今の状態でずっと続いてしまうかななんて思っているわけで。何かいいヒントがあればいいと。フキで収量を取っているところがありましたよね。榛名地区だったっけ、どこだったっけ。

○21番反保委員　上室田。

○会長　上室田だよ。

○22番飯野委員　先月出ましたよね。

○会長　そうだよね。そういうところは、やっぱり土壌がちゃんと黒土の肥えた土地でしょう。

○22番飯野委員　そうですね。それで、私も思っていたのですけれども、こちらを見ている中で、質問書の中で、やっぱり砂利とかがあると。このような状況の中だとなかなか8割を満たさないけれども、土壌がよければ8割になっていくかもしれないという見方もできると思うのです。

○20番西山委員　この人は、ほかの土地では農業しているの。

○会長　ほかに農地あるのだけ。

○23番新井委員　相続でもらった土地に耕作している。安中から。

○20番西山委員　実家の。

○23番新井委員　実家。そこから相続でもらった土地に太陽光を造った。

○22番飯野委員　そのときには、もう砂利が入っていたという話だもの。今ね。

○会長　そう、そう。

○20番西山委員　だけれども、柿で駄目になって、フキになれば、また。

○22番飯野委員　何やっても駄目だって。

○20番西山委員　フキもやっぱり考えていかなくてはだし。フキは、だけれども、除草剤を一回まくと大体みんな枯れる。うちもフキを作っていたからよく分かるのだけれども。地下茎の先であつという間に絶えてしまう。だから、本当にこれであればなら、堆肥を入れるとか、これはよっぽどしないと。

○会長　そうだ。

○22番飯野委員　ならないよね。

○会長　はい。取りあえず、できれば本人にこういう土ならということで、きちんと収量を取っている人の圃場を今度一度見てもらおう。そういうことで。

取りあえず、今回1年ということで許可相当としてもよいか、皆さんに伺うのですけれども、どうでしょう。

○全員　異議なし。

○会長　続きまして、事務局、ナンバー2の説明、お願いします。

○事務局

2番　契約内容は賃貸借、法人で農業を営んでいるが地域の農業振興のために申請地を借り受けて農業体験施設を整備したいという農業体験施設の申請でございます。

それでは、説明に入らせていただきます。右上に、こちら「差替え」と記載のある、こちらの資料を御覧ください。

こちら1枚目が申請地の航空写真でございます。申請地は、図面中央の赤枠で示された箇所でございます。高崎市立宮沢小学校より北に約900メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、こちら2枚目が案内図でございます。申請地周辺の状況につきましては、農地と宅地が混在しておりますが、周囲は農振農用地の広がりのある地域でございます。

今回の申請地につきましても、令和4年1月に農振除外が認められた除外地でございます。農地種別につきましては、第1種農地に該当すると思われませんが、第1種農地の例外許可規定にございます都市等地域間交流施設に該当し、許可要件を満たす案件であると考えられます。こちらの規定は農業体験施設や農家レストラン等、都市住民の農村への来訪を促すことにより地域を活性化したり、農業への理解を深める効果を発揮することを通じて、地域の農業に資するものを例外的に許可する規定でございます。

次に資料が変わりまして、事前に送付させていただいております資料を御覧ください。こちらは2枚おめくりください。ホッチキス留めされている箇所を右上にして見開いて御覧ください。こちらが公図の写しでございます。図面の上部が北向きとなっております。図面の赤枠で囲まれた筆が申請地でございます。隣接する土地につきましては、東側は公衆用道路、畑及び宅地、西側は公衆用道路、南側と北側はそれぞれ畑に接しております。

1枚おめくりください。こちらは地積測量図でございます。こちらの図面は、参考までに御覧いただければと思います。

1枚おめくりください。こちらが土地の利用計画図でございます。申請地の造成につきましては、切土、盛土の計画はなく、雨水の排水につきましては、基本的に自然浸透で処理する計画でございますが、敷地の傾斜に合わせ南側に雨水浸透施設を新設し、敷地内で浸透処理する計画となっております。図面の中央に「オートキャンプ場」と記載がございますが、こちらの施設ではオートキャンプ施設で宿泊しながら、隣接する農地や譲受法人の経営農地を利用した農作業や収穫したものの加工等を体験する農泊施設として整備する計画でございます。

なお、開発指導課での事前協議につきましては、令和5年12月14日付で締結されております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいまナンバー2、説明がございました。

それでは、調査班長、調査報告をお願いいたします。

それでは、事前調査報告させていただきます。事前調査報告、第3班班長、福田敬一。農地法第5条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表者、設計会社の担当、代理人の計3名の出席でした。

質問1 農振除外が令和4年1月に認められてから、農地転用の申請までに時間がかかった理由は何ですか。

回答 隣接地等の境界立会いや雨水処理施設の設計など開発事前協議を問題なく進めるため、準備に時間がかかりました。

質問2 体験施設を整備する計画に至った経緯をお聞かせください。

回答 十文字地区は土がよく農業が盛んな地域ですが、後継者不足等により荒廃農地が増えてい

るのが現状です。地域農業をもっと盛らせていきたいと考えたとき、消費者を呼び込み、農業を知ってもらうことが必要ではないかと考えたのがきっかけです。

質問3 計画している施設の概要を教えてください。

回答 申請地は農地が広がる場所であり、眺望もよいところですので、盛土や切土といった造成工事や建物の建築は行わず、ありのままの自然を感じられるよう地形をそのまま活用します。なお、利用者にはキャンプ施設周辺の農地を活用し、作付や収穫作業などを体験いただく計画です。

質問4 体験利用する農地は、区画を分けて貸し出すのですか。

回答 いいえ、区画を分けて特定の人に貸すということは考えていません。申請地の周辺に法人で耕作している農地が多くありますので、日常的な栽培管理は当社スタッフが行い、植付けや収穫などの部分を施設利用者に体験してもらうといった形で計画しています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 ただいま調査班長からナンバー2の説明がございました。

これから審議に入るわけですが、このナンバー2は農業委員の飯野利貞委員に関する案件となっております。ということで、農業委員会等に関する法律第31条において「農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできない」とありますので、飯野利貞委員に一時ご退出をお願いしたいと思います。

お願いします。

(22番飯野委員 退席)

○会長 退室しましたので、これより質疑をお受けいたします。

調査報告で見てもらって何か質問等ございましたら、お願いいたします。

○25番金井委員 25番の金井ですけれども。

○会長 はい、お願いいたします。

○25番金井委員 雨水浸透施設というのが下のほうにあるのですけれども、切土、盛土はやっていないということなのですから、どんな形の施設になるか具体的に教えてください。

○会長 それでは、事務局、お願いします。

○事務局 審議資料の5枚目の土地利用計画図のほうに雨水浸透処理施設①、②というふうに記載がございまして、施設の寸法としましては、こちらに記載のあるとおりでございまして、実際の概要は、こちらの幅とその延長を深さ1メートル掘りまして、そちらに防水シートを敷きまして、そこに碎石を敷き詰めて、雨水を自然に浸透し切れずに流れるものを、この碎石層のところで集水をして、その中で浸透させる計画というふうに伺っております。

○会長 今のようでしょうか。

○25番金井委員 いいのですけれども、何かここに切土、盛土して、何もしていないというので、何か切土か何かしないと、それはできないかなと思ったので今質問したのですけれども。では、切土

はするということです。切土して、下げてやって、そこのところに、そういう施設を使うということですね。

○事務局 そうですね。多分この質問のところに切り盛りしないという話になっているのですが、多分あくまでも、この図面見るとオートキャンプ場部分、ここに「切り盛りなし」と書いてあるのですが、その部分のことをお話、皆さんにお伝えしたかったのかなというところです。金井委員さんの指摘どおり、その雨水の浸透施設については、切ります。

以上です。

○会長 いいですか、金井委員。

○25番金井委員 はい。

○会長 ちょっと参考までに聞きたいのだけれども、このキャンプするのにキャンプの料金というのはどのぐらいなのだろう。そういうの聞いている。

○事務局 今回の申請に係る施設についての具体的なその利用料金というのは、特段聞いていないです。

○会長 そうなんだ。

○事務局 はい。

○会長 大体どのぐらい。材料は自分で持ち込むのだけれども、そういう、するのに。向こうで用意する。大体、自分で持っていくのだろうけれども。

○事務局 遊技施設とかが周りにないような、ただ、場所を提供するようなキャンプ場の場合ですと、1区画当たり、車両1台駐車込みで大体5,000円前後というのが多いです。施設のその周辺でどれぐらい手が入っているとか、やっぱりきれいな規格の電源を引いてあるキャンプ場ですとか、そういうところになると8,000円、1万円というところもありますし、自然そのままのところは2,000円、3,000円というところもありますので、大体5,000円前後が相場なのかなというふうな。

○会長 それで、これは農業体験って、そういうのが入っているから、大体どのぐらいするのだから。

○20番西山委員 便所は設置するって言ったか。簡易便所とか。

○会長 トイレ。

○事務局 はい、今回の申請地のすぐ隣にトイレがございます。

○20番西山委員 あるの。

○事務局 はい。

○20番西山委員 もう、ある。

○事務局 はい。

○会長 ほかに質問ございますでしょうか。

ないようでしたら許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、入室してください。

(22番飯野委員 着席)

○会長 それでは、ナンバー２が終わりまして。あとは、一括審議に入りますけれども、ここでちょっと一休憩します。その後一括審議に移ります。

休 憩

再 開

○会長 それでは、また再開いたします。

それでは、これから一括審議に入ります。

それでは、一括説明、事務局、お願いいたします。

○事務局

３番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

４番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

５番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

６番 契約内容は賃貸借、教員及び学生用駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、雑種地1,631平米と一体利用の計画でございます。

７番 契約内容は売買、販売業を営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、雑種地1,533平米と一体利用の計画でございます。

８番 説明の前に議案書の訂正をお願いいたします。契約の内容欄に「売買」とありますが、「賃貸借」へ訂正をお願いいたします。また、申請の理由につきましても「買い受けて」と記載のあるところを「借り受けて」と訂正をお願いいたします。

契約内容は賃貸借、造園業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

９番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、社宅住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、雑種地42.82平米と一体利用の計画でございます。

12番 契約内容は売買、製造業を営んでいるが事業拡大に伴い従業員用駐車場が不足するため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

13番 契約内容は売買、製造業を営んでいるが事業拡大に伴い従業員用駐車場が不足するため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

14番 契約内容は使用貸借、事業拡大を図るため申請地を借り受けて店舗を建築したいという店舗の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は賃貸借、来院者用駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

18番 契約内容は売買、県外に住んでいるが高崎で自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地74.99平米、雑種地52平米と一体利用の計画でございます。

19番 契約内容は賃貸借、既存店舗の移転先として申請地を借り受けてコンビニエンスストアを建築したいというコンビニエンスストアの申請でございまして、水路96平米と一体利用の計画でございます。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は賃貸借、学生用駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして、転用済みの畑2,748平米と一体利用の計画でございます。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は賃貸借、申請地近隣で工事を請け負っているが工事車両及び作業員用駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちら一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和6年2月22日から令和9年2月21日までの3年間の申請でございます。

24番 契約内容は売買、食品製造業を営んでいるが従業員用駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

25番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

26番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

27番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました3条許可申請、議案書8ページ、議案第3号ナンバー5が提出されております。

28番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、払下げ済みの水路47.04平米と一体利用の計画でございます。

30番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

31番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー1が提出されております。

32番 契約内容は売買、金融業を営んでいるが集客が見込まれる申請地を買い受けて新たに店舗を建築したいという店舗の申請でございます。

33番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

34番 契約内容は使用貸借、みさとつつじの郷の来園者駐車場として申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和6年3月31日から令和6年5月31日までの2か月間でございます。

35番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

37番 契約内容は売買、結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

38番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

40番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました許可取消願、議案書3ページ、議案第1号ナンバー1が提出されております。

41番 契約内容は賃貸借、県道整備事業の工事用地として申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請ございまして、転用期間は、令和6年2月23日から令和9年2月22日までの3年間でございます。なお、次のナンバー42が同一事業の関連案件でございます。

42番 契約内容は賃貸借、県道整備事業の工事用地として申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請ございまして、転用期間は、令和6年2月23日から令和9年2月22日までの3年間でございます。なお、さきのナンバー41が同一事業の関連案件でございます。

43番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

44番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました許可取消願、議案書3ページ、議案1号ナンバー2が提出されております。

45番 契約内容は賃貸借、土木工事業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

46番 契約内容は売買、自宅の駐車場が狭いため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第2種住居地域でございます。

47番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第2種住居地域及び第1種中高層住居専用地域でございます。

48番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第2種住居地域及び第1種中高層住居専用地域でございます。

49番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発

電設備設置用地の申請でございまして、用悪水路16平米と一体利用の計画でございまして。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございまして。

50番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

51番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

52番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

53番 契約内容は賃貸借、交通量が多く集客の見込める申請地を借り受けてコンビニエンスストアを建築したいというコンビニエンスストアの申請でございまして。

54番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございまして。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー2が提出されております。

55番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため既存資材置場に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございまして。

56番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

57番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

58番 契約内容は売買、土木工事業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございまして。

以上、農地法第5条の規定による許可申請の一括案件は56件でございまして。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいまナンバー3から58まで説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんからご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

ちょっとこのナンバー19の既存店舗なのだけれども、既存店舗、その後、この譲受人のそちらのほうで解体、そこはきれいにしてくれるのかな。古いほうの、既存のは。それは、まだ残しておく。ちょっとどうだろうか。

○事務局 そこまでのところ、ちょっと伺っていないのですけれども。また、ちょっと確認させていただければと思います。

○会長 いいや、確認しなくても。一応ちょっと気になったので。きちんとするだろう、こういうあ

れだから。

あと、ナンバー53みたいに同意もらっているので、現地調査ということではなかったのだけれども、よくコンビニで今まで農地にいろいろ照明だとか、そういうので害虫が出たりとか、電気の光で作物に影響が出たとか、よくそういうのがあるのですけれども、今回同意を得たということで。これは同意、道隔てた、そちらの農地の所有者まで同意もらっている。

○事務局 道を隔てたほうまでは取れているという記録はないのですが、周辺の方へのご説明というところは丁寧に行っているというふうに……

○会長 周辺。では、その周辺に入るか。

○事務局 はい、そうなのです。同意書までは確認はしていませんけれども、そういった、はい、経緯は確認はしています。

○会長 このぐらいの道だと、ここはそんなに広くないものね。すぐ、こちらは。こちらは県道だけれども。照明のこともあれだろう、話聞いて同意したのだから大丈夫でしょう。

ほかに皆さんのほうから何かございますでしょうか。

なければ、3,000平米以上でナンバー33、ナンバー41、あとナンバー42並びに53につきまして、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 そのほかの案件につきましても、許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、許可相当とすることといたします。

それでは、議案のほう終わりましたので、報告事項に入ります。

第1号から第4号まで。

それでは、係長、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は貸露天駐車場、用途指定区分は第1種住居地域、ほか3件、合計4件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は建売住宅、用途指定区分は第1種低層住居専用地域、ほか19件、合計20件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか5件、合計6件の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番及び2番につきましては、令和5年12月の総会において許可相当としていただいた案件で、農業委員会ネットワーク機構にも意見聴取を行い、結果、異存なしとの回答があった案件です。また、3番につきましては、こちらも、令和5年12月の総会において許可相当としていただいた案件ですが、それぞれ開発許可の手續の遅れにより、転用許可が令和6年1月11日、1月16日付で調整されましたことをご報告申し上げます。

4番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。

4条が2件、5条が55件、合計57件につきましては、他法令の確認も取れましたので、令和6年1月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は、以上でございます。

○会長 報告事項が終わりました。

それでは、その他ということで、事務局、また委員の皆さんから何かあるようでしたらお願いいたします。

事務局は。

○事務局 大丈夫です。

○会長 ないですか。

皆さんのほうから何かご意見ないですね。

○全員 なし。

○会長 それでは、まだ降っているのか。降っていますね。くれぐれもスリップ事故等は今日気を付けてください。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第8回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時28分 閉会